

1 検討の視点

改革編には、「行政経営の大綱」の基本理念及び4つの基本方針に基づく取組を掲載しています。

【基本理念】市民とともに京都の未来を切り拓く

基本計画において、10年後に目指すべき京都市の姿として示された6つの「京都の未来像」には、市民をはじめとして、さまざまな活動主体がそのもてる力を存分に発揮し、いきいきと連携することによって生まれる、豊かで力強いこれからのまちのあり様が描き出されています。

このような地域に住むものがみずからの意思と責任でみずからのまちづくりを進める時代においては、行政は、個人や地域が引き受けることのできない分野を担うことはもちろん、地域のさまざまな活動主体との「共汗」によって、地域社会に大きな力を生み出し、また、その豊かさを下支えする存在へと進化する必要があります。

このため、変化にいち早く、的確に対応するための柔軟性を高め、行政に求められる役割をしっかりと果たすことのできる組織と人材を備え、また、「経済の活性化により、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点をより重視し、都市の成長戦略と財政構造改革を車の両輪のごとく進めることによって、将来にわたって持続可能な財政を確立するとともに、市民に一層開かれ、市民とともに京都の未来を力強く切り拓く市役所づくりを進めていきます。

【基本方針】

- 1 参加と協働による市政とまちづくりの推進
- 2 情報の公開・共有と行政評価の推進
- 3 持続可能な行財政の確立
- 4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

2 改革編の構成

改革編では、上記の4つの基本方針に沿って、取組の考え方と改革の主な取組などを示しています。

(改革編の記載例)

「◎」改革を先導する取組

「➤」改革の主な取組

「・」改革の主な取組の具体例又は内容説明

基本方針 1 参加と協働による市政とまちづくりの推進

本市では、全国に先駆けて市民参加を進める市民参加先進都市として、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市会と連携しながら、市民と行政が共に、参加と協働による市政とまちづくりを積極的に推進してきました。その結果、市民が本市と共に地域のさまざまな課題解決の担い手となる「協働型社会」へのシフトが着実に進んでいます。

一方で、今日急速に進む人口減少社会の克服など、困難な政策課題が山積しており、その解決のためには、市民、地域、企業、大学、NPO、本市など、あらゆる主体がまちづくりにおいて担う範囲を互いに広げ、重ね合わせ、様々な課題により一層協働して挑戦することが必要です。

そうしたなか、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略における、市民の主体的取組の提案募集や、提案実現のために市民・企業・大学・行政等が知恵や力を結集する「京都創生・お宝バンク」※は、市民等の既成概念にとらわれない生活者目線の提案をより一層活かし、積極的な取組意欲を大いに発揮いただく市政推進の新たな仕組みとして、人口減少対策に限らない可能性が期待できます。この取組提案募集や「お宝バンク」の仕組み等を活用するなど、市民と本市が、課題意識と同時に夢や未来を共有し、京都のまちの様々な課題を「ひとつごと」ではなく、共に「自分ごと」、「みんなごと」として、あらゆる政策分野において知恵と力を出し合う取組を進め、また、市会との連携を十分に図りながら、参加と協働による市政とまちづくりを一層進めます。

また、区役所において、市民主体のまちづくり支援を行う機能の強化を図るとともに、市民みずからの課題意識に基づく提案や活動を積極的に支援又は協働して取り組む施策を推進します。

※ 市民の取組提案を登録し、ホームページで公開して、提案の実現につながる情報や協力の申出を広く募集。
また、お宝バンクに登録した取組提案者と、行政や企業、NPO、大学等との連携をコーディネートする。

1 市民との未来像・課題の共有とあらゆる分野での多様な主体の協働の推進

人口減少が進むとともに、価値観や地域課題が多様化している中で、市民と本市が未来像・課題を共有し、共に行動する関係をより一層強化することが不可欠です。

そのために、本市が保有する情報を積極的にオープンにし、市民と行政との「対話」の機会の充実を図りながら、市民・行政等多様な主体の協働を促進する新たな仕組みの整備と、協働による市政運営とまちづくりの一層効果的な推進に取り組めます。



- ◎ “みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）＜新規：平成28年度から推進＞
 - ・ 人口減少問題を克服するための取組提案を市民から募集し、市民と行政が共に実現を目指す「京都創生・お宝バンク」の仕組みを発展させ、募集する提案を、より広くまちづくり全般に拡大。京都のまちの様々な課題の解決を、「ひとごと」ととらえるのではなく、市民と行政が共に「自分ごと」、「みんなごと」ととらえて協働する仕組みを構築し、推進
- ◎ 職員の「伝える力」、「聴く力」の一層の向上（別掲・再掲 P103）

➤ 市民への情報提供、市民と市職員との対話の機会づくりの推進

- ・ 市民との協働のまちづくりに必要となる情報を積極的かつ迅速に提供・公開するとともに、市民と市職員が市政やまちづくりについて対話する機会を充実

➤ 市民と共に政策課題に取り組む協働型事業の充実など、あらゆる市政分野での協働の推進

➤ 市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社等の多様な主体の連携を促進する機会づくりや仕組みの充実

- ・ 市民、NPO、企業、行政等多様な主体が集まり、未来志向で対話し、地域や組織の問題解決の方法を検討する機会づくりや、アイデアの実現などをサポートしていく仕組み（フューチャーセンター機能）等の整備

➤ 「京都創生・お宝バンク」に登録された市民の取組提案の実現を支援するため、活動の場を提供する「まち・ひと・しごと・こころ京都創生館（仮称）」の開設や、人口減少等の課題について市民や関係団体が意見交換する場の設置

＜新規：平成28年度から推進＞

➤ 多様な主体の協働のまちづくり活動を支える「伴走型支援」の実施

- ・ 多様な主体の協働によるまちづくり活動に対して、様々な機関や団体等との連携により、進捗状況等を見守り、必要に応じて調整やアドバイスを行う「伴走型支援」の実施

➤ 各局区・各職場における市民参加推進のマネジメント体制の強化

- ・ 各局区の運営方針等に市民参加の観点を盛り込み公表することや、市民参加推進を担う職員の配置など、各局における市民参加推進のマネジメントを強化

2 市民の市政への参加の推進

本市では、これまで政策の形成・実施・評価といった市政運営のあらゆる過程に市民が参加する機会を設け、市民の意見をしっかりと聴き、把握する取組を推進してきました。

より多くの市民が市政に参加し、またその成果が実感され、協働に発展していくために、附属機関等の公開やパブリック・コメントなどの諸制度をその目的や趣旨に沿って的確に運用するとともに、市民が市政に参加する機会の充実や、参加できる市政分野の拡充に取り組み、さらに市政参加の成果を一層わかりやすく伝えるように努めます。

(1) 市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

市民の多様な関心が市政への参加につながるような情報を様々な手法で発信するとともに、より多くの市民が参加できるよう、市民の多様な事情に応じた様々な参加の機会を設けます。

- **市政・まちづくりを「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の工夫**
 - ・ 附属機関等での審議内容など、政策形成や決定の過程を最大限透明化するとともに、市民にとって、市政や市政への参加が、「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の充実
- **市政参加の仕組みのユニバーサルデザイン化の推進**
 - ・ 様々な市政への参加機会において、心身の状況や言語、家事、子育て、介護、仕事、学業など、一人ひとりの状況の違いを踏まえ、誰もが参加しやすい工夫を推進
- **子ども、大学生など若い世代の市政への参加の推進**
 - ・ 大学との連携による、大学生の市政参加の一層の推進
 - ・ 子どもも含めた、若い世代がより市政に参加しやすい工夫の推進

(2) 市政参加が成果に結びつき、継続的な参加につながる仕組みの整備

市民の声を市政に活かす機会の充実を図るとともに、意見などの反映状況の公表に積極的に取り組みます。

- **市政のあらゆる過程で市民の知恵や経験が活かされる参加の機会の提供**
- **市民の手ごたえにつながる市政への参加の結果の公表**
 - ・ 附属機関等での議論、パブリック・コメント、アンケート、ワークショップなど、市政参加の結果をわかりやすく公表



3 まちづくり活動への支援，相互連携の仕組みづくり

地域の課題解決や活性化の取組など，市民みずからが担い手として行動するまちづくり活動は，地域団体やNPOのような組織の形をとらないものも含め，様々な形態で広がっています。企業，大学，寺社なども含め多様な主体が取り組むまちづくり活動が活性化するよう，本市では多角的に支援策を展開してきました。

今後，更に多くの市民がまちづくり活動に参加できるよう努めるとともに，活動がより大きな成果につながり，持続的な活動や協働に発展するよう，担い手のニーズに適合した支援を，あらゆる主体との連携により実施します。

(1) 市民の関心をまちづくりへの参加につなぐ機会の充実

まちづくり活動に関心がある市民が，日常生活の中で気軽に活動に参加できるよう，機会の充実や情報発信などを進めます。

◎ 各区における「まちづくりカフェ事業」の推進（別掲・再掲 P59）

- ・ 「まちづくりカフェ事業」の全区への拡大など，更なる「地域力」の強化を図るための取組の推進【平成32年度までに年間実施回数70回】

➤ 市民のまちづくり活動が多く市民にとって「自分ごと」，「みんなごと」となる情報発信の支援

- ・ 市民のまちづくり活動が，活動に参加していない市民にとっても身近に感じられ，「ひとごと」ではなく，「自分ごと」，「みんなごと」となる情報発信の支援

➤ 市民が気軽に参加できる「まちづくり活動への入口」となる機会づくりの推進

- ・ まちづくり活動に馴染みの薄い市民も含め，多くの市民がまちづくりの情報収集や意見交換ができるよう，気軽に参加できる講座や勉強会などの機会を充実

➤ 市民がまちづくり活動に積極的に取り組める企業啓発や社会環境づくりの推進

- ・ 従業員のまちづくり活動への支援を行う企業・団体や，地域コミュニティの活性化に寄与する企業・団体を顕彰するなど，まちづくり活動の社会的価値の周知・啓発や社会環境づくりを推進

(2) まちづくり活動が成果に結びつき，継続的な活動につながる仕組みの整備

まちづくり活動に役立つ情報提供・相談等の支援，知識・経験を深める機会や場の提供のほか，活動を進めるために必要な担い手の育成や，活動を行っている市民や団体を支える仕組みづくりなどの支援を行います。

◎ 地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成（別掲・再掲 P58）＜新規：平成28年度から推進＞

- ・ 子育て世代や民間企業等の従業員，自治体職員等に対する各種講座など地域活動への参加の促進や地縁団体・市民活動団体の連携の一層の推進【平成32年度までに地域団体とNPO法人のマッチング事業数25件】

➤ **NPO法人等の市民活動支援施策の推進**

- ・ 市民活動を市民が支える社会を目指し、寄附文化の醸成に向けた普及啓発や認定NPO法人への移行を促進する講座等の実施

➤ **市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実**

- ・ まちづくり活動の担い手が協力者、情報、資金などの必要な資源を得ることができるよう、様々な団体等との連携により、コーディネート機能を充実

➤ **市民のまちづくり活動を社会全体で支える機運の醸成と仕組みの充実**

➤ **京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進**

(別掲・再掲 P39)

- ・ 様々な社会的課題の解決に挑戦する市民・企業・NPO・大学などの民間活力を後押しする取組の推進

4 各区の個性を活かした市民主体のまちづくり支援と区役所の機能強化

本市では、「地域のまちづくりの主役は区民であり、区民が考え、それぞれの知恵や力、個性を活かして素晴らしいまちを作っていくことが重要である。」という考えの下、地域づくりの拠点としての区役所機能・権限の拡充、強化に取り組み、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進してきました。

近年、地域コミュニティの活性化や安心安全の取組をはじめ、福祉・保健・子育て・防災、地域に根ざした観光や商店街等の振興、さらには空き家やごみ屋敷対策など、区役所に求められる役割はますます多様化、高度化してきています。また、マイナンバー制度の導入をはじめとした情報通信技術（ICT）の発達、人口減少や少子高齢化、地方自治法の改正等、区役所を取り巻く環境が大きく変化してきており、新たな区役所像とその実現方策を掲げ、より良い区役所づくり、区政改革に取り組みます。

(1) まちづくり・地域コミュニティ活性化に向けた各区基本計画の推進と区民の声を市政やまちづくりに反映させるための取組

地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するための中核を担う地域自治組織（まちづくり協議会等）を支援するなど、区民主体のまちづくりを推進し、コミュニティを支える各主体の連携強化に向けて取り組みます。

◎ **京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」の充実**（別掲・再掲 P59）

- ・ 区民が自発的、自主的に企画・実践するまちづくり活動をより一層支援するため、活動経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」の更なる充実

◎ **各区における「まちづくりカフェ事業」の推進**（別掲・再掲 P59）

➤ **地域コミュニティ活性化を推進するための新たな取組の推進**

＜新規：平成28年度から推進＞

- ・ 学校・PTAや住宅関連事業者をはじめとする企業、NPO等と地域自治組織との連携強化や、地域自治組織の活性化に向けた新たな仕組みづくりの検討等の実施



➤ **安心・安全なまちづくりのための取組の推進**

- ・ 市民、京都市、京都府警察等との連携により展開している「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」について、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の取組をすべての行政区で展開するなど安心・安全なまちづくりのための取組を推進

➤ **区民まちづくり会議、区長懇談会等の充実**

- ・ 地域課題解決のアイデアをより創出できるように開催手法等を工夫

(2) 区の独自性を発揮し、総合性の強化を図る組織づくり

これまでの行政の枠組だけでは解決できない多様なニーズに応えるべく、区役所が総合調整機能を発揮します。

➤ **地域課題の解決に向けた区長権限の拡充**

- ・ 区役所・支所の独自性が発揮できる業務について、組織、職員定数及び予算要求に係る区長権限の強化の検討

➤ **近隣市町村を含めた区域をまたがる行政課題やまちづくりの対応**

- ・ 北部山間地域の振興、移住促進を担う体制の充実、強化を検討
- ・ 区域を越えた共通の課題について連携を強化し、相乗効果が生まれるよう更に取組を強化

➤ **区役所の防災体制の強化や「共助」による地域防災力向上に向けた取組の推進**

- ・ 区災害対策本部の参集体制等の課題解決に対処するため、区局を越えた応援体制を整備
- ・ 雨水災害や土砂災害など、区ごとに想定される災害特性を踏まえた取組の推進

➤ **区役所の総合庁舎化、リニューアル化の推進**

- ・ 老朽化が進行している区役所庁舎について、効率的・効果的で計画的なリニューアル・リフレッシュに向けた検討の推進

(3) 区民の目線に立ったサービスの改革のための取組

発達するICTの活用や行財政運営の改革などにより、より一層区民の生活に密接に関わる行政事務を適切かつ効率的に執行するとともに、つねに市民サービス向上を志向し、区民が気軽に立ち寄れる、居心地のよい区役所づくりに努めます。

➤ **マイナンバー制度の導入を契機とした、きめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化の一層の推進**

- ・ マイナンバーを用いた情報連携による手続の簡素化のほか、個人番号カードやマイナポータルを有効活用した新たな住民サービスの提供
- ・ 各種証明書のコンビニ交付の早期実施やワンストップ窓口をはじめとした窓口業務の改革の検討など、窓口サービスの向上と業務の効率化に向けた取組の推進

➤ **区民に喜ばれるサービスの創造と職員力の向上**

- ・ お祝いイベントを盛り上げる、京都市オリジナル婚姻届・出生届の推進
- ・ 「市民応対向上を目指す職員グループ」の活動の活性化

➤ **区民が区政やまちづくりに主体的に参画できる場と機会の創出の推進**

- ・ 区民まちづくり会議の公募委員や健康づくりサポーター、「区民みんながコンシェルジュ」など、より一層区民が区政に参加できる場と機会の創出

5 地域主権の時代にふさわしい地方自治の確立

地域のことは地域で決めることのできる地方自治の確立をめざし、市会との連携の下で全国トップレベルの府市協調をより一層進化させるとともに、他の政令指定都市等とも連携しながら、国に対する積極的な提言・要望を行います。

また、関西広域連合としての取組や近隣自治体との水平連携、国内都市との交流による広域連携・交流を進めます。

- **大都市に対する大幅な事務・権限の移譲とそれに見合う税財政措置の提言・要望**
 - ・ 国の出先機関を含めた国等の事務・権限の移譲とそれに見合う税財政措置の提言・要望を他の政令指定都市等とも連携のうえ実施
- **府市協調による二重行政の打破・成長戦略の推進**
 - ・ 「京都市長と京都府知事との懇談会」や「府市行政協働パネル」等を通じて、市政のあらゆる分野において府市協調を進化させ、二重行政を打破し、成長戦略を府市協働により推進
- **新たな大都市制度「特別自治市」創設に向けての研究と提言**
 - ・ 将来を見据えた大都市制度として、市域内における地方の事務を市に一元化する新たな大都市制度「特別自治市」創設に向けて、他の政令指定都市とも連携し市民的な議論を深めながら、制度のあり方の研究を行うとともに、国等に対する積極的な提言を実施
- **関西広域連合としての取組や近隣自治体との水平連携、国内都市との都市間交流による広域連携・交流の推進**
 - ・ 関西広域連合による関西の一体的な取組や近隣自治体との水平連携を進めることにより、観光、伝統産業の振興、安心・安全の充実など、地域全体の発展を図るとともに、国内都市との行政間の交流や、市民・民間同士の交流を促進するなど、広域連携・交流を推進



基本方針2 情報の公開・共有と行政評価の推進

市民が市政やまちづくり活動に参加するためには、行政が徹底した市民目線に立って、市民が求める情報を公開するとともに、的確でわかりやすい市政情報を提供することが必要です。

市政やまちづくり活動についての情報に対する市民の関心は高く、行政はそれに応じていかなければなりません。費用対効果も十分に考慮しながら、情報に関する市民ニーズを見分け、的確に提供できるよう情報を整理していく必要があります。

ICTを活用して、情報の公開、提供を推進し、市民と情報を共有するとともに、情報の公開や提供にとどまらず、戦略的な市政の推進に資する情報のより積極的な発信と活用に取り組みます。

また、政策、施策、事務事業等の行政評価を実施することにより、市民への説明責任を果たし、市民に身近で一層開かれ、効果的かつ効率的な市政を推進します。

1 情報の公開と提供

市民への説明責任を果たすとともに、市政への理解と信頼を深め、開かれた公正な市政の推進に資するため、積極的な情報公開を行うとともに、本市が保有する多種多様な行政情報について、市民等による活用を促すため、オープンデータとして積極的に提供します。

また、ICTをはじめとする多様な手段を活用するとともに、区役所など立ち寄りやすい施設での情報提供の強化など、きめ細やかな情報提供を行います。とりわけ、本市の厳しい財政状況については、正確でわかりやすい情報発信を行い、現状認識を共有したうえで、財政の健全化に向け、取組を進めていきます。

➤ 京都市情報公開条例に基づく積極的な情報公開の推進

➤ オープンデータを提供する環境の整備<新規：平成28年度から推進>

- ・ 行政の透明化を推進するとともに、市民等による利活用に資するよう、統計情報や観光関連情報をはじめとする行政情報を、利用しやすい形で公開する専用サイトを開設

➤ 市民しんぶん、テレビ、ラジオなど多様な媒体や、ICTの活用による効果的な広報の推進

➤ わかりやすくきめ細やかな財政情報の公開

- ・ 予算編成過程を積極的に公開し、市民との情報共有を図る観点から、政策的新規・充実事業の要求内容等を公開
- ・ 決算情報に基づくわかりやすい財政状況の公開

➤ 「行政コストの見える化」の推進

- ・ 税等の活用を具体的に示すため、市バス停留所への営業係数の掲示や施設における運営コストと使用料・税などの負担割合等の掲出などの取組を推進

➤ 新地方公会計制度に基づく財務書類の作成・開示

- ・ 新地方公会計制度改革を更に進めるため、国から示された「統一的な基準」に基づく財務書類を作成し、本市の財務状況を積極的に開示

2 戦略的な市政の推進に資する情報の発信・活用

情報を本市の経営資源ととらえ、政策編に掲げる取組の成果をはじめ、市政全般の円滑な推進に資する“ブランドとしての京都の魅力”を、広く国内外にも発信する広報戦略を進めます。

また、より効果的な事業の企画・推進のため、多種多量なデータ（ビッグデータ）を高度に分析し、積極的かつ戦略的に活用します。

➤ 戦略的な情報発信の強化

- ・ 首都圏・海外への戦略的な情報発信の強化
- ・ 京都市公式アプリ“Hello KYOTO”を活用した情報の発信

➤ ビッグデータを活用した戦略的な市政の推進

- ・ 多種多量なデータ（ビッグデータ）を高度に分析し、活用することで、行政ニーズや課題を的確に把握するとともに、施策の企画立案、推進をより効果的に実施

3 ICTの活用

ICTの発展に的確に対応し、市民サービスの向上や地域の情報化、市役所業務の改善・効率化を図るため、ICTの戦略的かつ計画的な活用を進めます。

また、情報システムや電子データの重要性が高まっていることから、安全で安定的な情報システム環境を継続的に確保するため、更なる情報セキュリティ対策に取り組みます。

さらに、マイナンバー制度の導入を契機に、きめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化を一層推進するとともに、個人情報のより厳格な管理を徹底します。

(1) IT ガバナンス（ICT 活用の組織的なコントロール）の強化

日進月歩の速さで進展するICTを効果的に活用するとともに、ITガバナンスを強化し、全庁的な視点に立った、既存の情報システムの見直しや効率的な情報システムの導入を進めることで、安定的・効率的な情報システムを構築します。

➤ 基幹情報（住基，税，福祉等）の処理に長年運用してきた大型汎用コンピュータを最新技術のオープンシステム※に刷新

※ 事業者固有の技術のため競争性が働きにくい、国等の他システムとの親和性が低いなどといった大型汎用コンピュータの課題を解決するために、一般に広く普及しているさまざまな事業者のソフトウェアやハードウェアを組み合わせるコンピュータのシステム

➤ 情報システムの更新時・導入時におけるシステム構成の最適化



(2) ICTの活用による市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の改善・効率化の推進

ICTを活用し、市民のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応したサービスを提供することにより、市民サービスの更なる向上を図るとともに、市民や観光客が利用できる無線LANの整備や、北部山間地域において地域と連携し、通信事業者による光ファイバを利用したインターネット環境の整備を促進するなど、地域の情報化の推進に取り組みます。

また、市役所業務について、既存の業務過程を点検し、改善・効率化を推進します。

➤ マイナンバー制度の導入を契機とした、きめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化の一層の推進

(別掲・再掲 P73)

➤ 戸籍事務のコンピュータ化の推進による窓口サービスの向上と更なる効率化

➤ 「京都どこでもインターネット」KYOTO Wi-Fiの整備促進

- ・ 観光客の多くが利用する施設への設置の促進

➤ 北部山間地域における光ファイバを利用したインターネット環境の整備促進

＜新規：平成28年度から推進＞

- ・ 京北地域をはじめとする北部山間地域において、移住・定住の促進や産業振興、安心・安全の向上などを図り、地域活性化の契機とするため、通信事業者との協議が整った地域を対象に、必要な整備経費等を本市が支援するなど、通信事業者による光ファイバを利用したインターネット環境の整備を促進

➤ 新庁舎整備に伴う庁内ネットワークの無線化の推進

＜新規：平成30年度から推進＞

- ・ 有線で構築している庁内ネットワークの無線化を図ることで、執務室のレイアウト変更時の経費節減やペーパーレス会議等の導入による事務の効率化を推進

➤ ICT等を活用した市民との協働による公共土木施設の維持管理

(別掲・再掲 P65)

(3) 情報システムの安全性の向上

これまで取り組んできたコンピュータウイルス対策などの情報セキュリティの向上に引き続き取り組むなど、情報システムの安全性の更なる向上を図ります。

➤ 標的型攻撃をはじめとした脅威に対する万全な情報セキュリティ対策の実施

＜新規：平成28年度から推進＞

- ・ 年々、巧妙化する標的型攻撃などの脅威から、マイナンバーをはじめとする市民の個人情報など、本市の重要な情報資産を保護するため、技術的対策を多重化するとともに、専門的知見を活用した組織横断的な緊急時即応体制の設置など、人的対策を実施

➤ データセンターの活用による情報システムの安定性の向上

- ・ 新たな情報システムを構築する場合などに、本市データセンターにサーバを集約し、一元管理を行うことで、高度な情報セキュリティを確保するとともに、経費節減や職員の人的負担を軽減

4 行政評価の実施による効果的・効率的な市政の推進

時代の変化等をつねにとらえ、市民の意見に誠実に対応しながら、政策評価、事務事業評価をはじめとする行政評価制度相互の連携の下、市役所がみずからの仕事を絶えず点検・評価し、その結果を積極的に行政経営に活用するとともに、市民に対してよりわかりやすく説明することにより、市民に身近で一層開かれた、効果的かつ効率的な市政を実現します。

◎ 政策評価制度における継続的な点検・見直しの推進

- ・ 社会状況等の変化により実態に合わなくなった指標や目標値の見直し、新たな指標の設定など、政策・施策目的の達成度を的確に反映する制度となるよう、絶えず点検・見直しを実施し、効果的な市政運営や政策の企画立案に活用

◎ 事務事業評価制度における継続的な点検・見直しの推進

- ・ 時代の変化に的確に対応していくため、評価指標や目標値だけでなく、市民にとってわかりやすい記載となっているかなど、絶えず点検・見直しを実施し、市民とのコミュニケーションツールとして、また、行政内部においても、企画立案や予算編成、事務事業の見直し等のツールとして積極的に活用



基本方針3 持続可能な行財政の確立

市民の安心・安全な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう、持続可能かつ機動的で、特別の財源対策に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強い財政の確立を図ります。

そのためには、これまでから進めてきた改革の取組を一層加速させることはもちろんのことながら、決して縮み志向になることなく、「経済の活性化により、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点をより重視した政策・改革の取組を推進していくことが非常に重要であり、これらを一体的に推進することにより、財政基盤をより強固なものにしていきます。

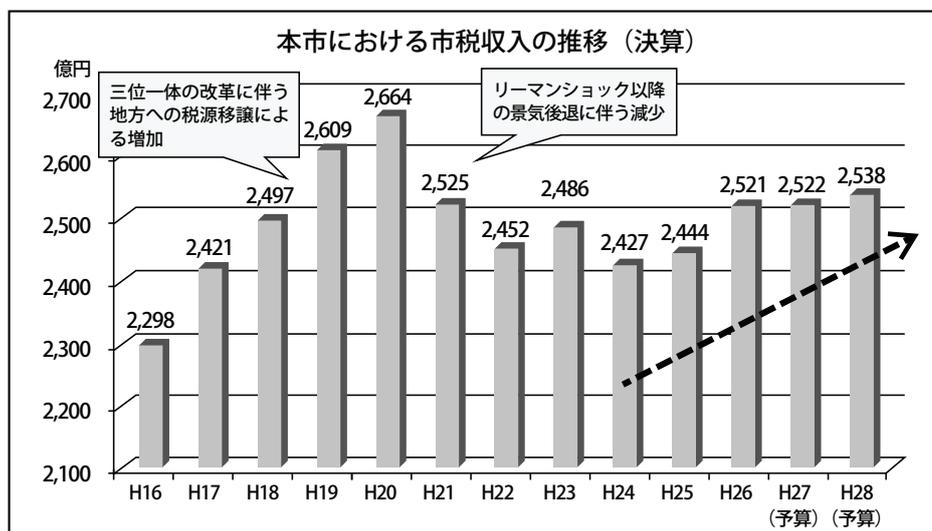
また、歳入歳出の主要4分野ごとに財政運営の目標を設定し、毎年度の予算編成における具体的な取組の推進により、着実な目標達成を図ります。

1 都市の成長戦略と財政構造改革の一体的な推進

特別の財源対策に依存しない足腰の強い財政を確立するためには、自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高めていくことが不可欠です。

そのためには、これまでから進めてきた改革の取組を一層加速させることはもちろんのことながら、決して縮み志向になることなく、「経済の活性化により、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点をより重視した政策・改革の取組の推進が非常に重要となります。

具体的には、①文化芸術などの京都の知恵、強みを活かした産業振興など「京都経済の更なる好循環の深化・拡大」、②民間投資を促進するための都市計画手法の活用や産業用地の積極的な確保など「京都の潜在的な成長力の最大限の活用」、③子ども・子育て支援や京都への移住・定住の支援など「結婚・出産・子育ての希望の実現や移住促進、交流人口の拡大」の3つの柱に沿った取組を相乗的に推進することで、京都経済の回復を確かなものにし、市民所得の向上や中小企業の活性化、さらには税収増につなげるなど、その効果を市内隅々まで行き渡らせていきます。



「1 都市の成長戦略と財政構造改革の一体的な推進」については、「都市の成長戦略の推進により経済を活性化することで、市民所得の向上や中小企業の活性化につなげ、ひいては税収増にもつなげていく」という視点を重視した取組を進めるものであり、具体的な取組は「IV 政策編」の重点戦略等とも重複するため、ここでは全体的な「取組の方向性」及び「主な取組例」を記載

(1) 京都経済の更なる好循環の深化・拡大

京都経済を更に活性化していくためには、市内企業の成長がまた新たな消費や投資、雇用に結びつくという経済の好循環を市内の隅々に、中小企業も含めて行き渡らせる必要があります。

これに向けて、京都の知恵、強みを活かした産業振興や新事業の創出支援、中小企業等の持続的な発展の支援、安定雇用の創出に向けた取組など、経済の好循環を深化・拡大させる取組を進めます。

<取組の方向性>

① 京都の知恵、強みを活かした産業振興や新事業の創出支援

大学の知、歴史文化、伝統産業など京都の知恵と強みを活かした産業振興や、産学公の連携による新事業の創出など、市内企業の更なる成長・発展に向けた支援に取り組みます。

(主な取組例)

- ・ グリーン、ライフサイエンス、コンテンツなど京都が強みを持つ成長分野における新事業の創出
- ・ 「京都伝統産業ふれあい館」を核とした、観光や販売促進の視点を取り入れた伝統産業の振興
- ・ ビッグデータを活用した戦略的な市政の推進

② 中小企業等の持続的な発展の支援

産業支援機関との連携をはじめとする中小・ベンチャー企業の創業・成長支援や海外展開の促進に向けた支援、安定雇用の創出に向けた取組、情報セキュリティ対策の支援など、中小企業等の持続的な発展を支援します。

(主な取組例)

- ・ 京都発ベンチャー企業や知恵産業企業の創出と中堅企業への成長の促進
- ・ 公契約基本条例に基づく中小企業の受注機会の増大や地域コミュニティの活性化など社会的課題の解決に資する取組等の推進
- ・ 中小企業と若者・学生とのマッチングなど中小企業の働き手・担い手確保支援の推進
- ・ 世界にはばたく伝統産業後継者育成事業

(2) 京都の潜在的な成長力の最大限の活用

企業立地等の民間投資の更なる拡大に向け、創造性あふれる民間の発想を十分に取り入れながら、民間活力を徹底的に活かすための環境整備を進めます。

また、現状の規制・制度の目的・趣旨を踏まえつつ、更なる民間活力の発揮の観点から、そのあり方については不断の点検・検証を行っていくなど、京都経済の成長・発展に向けた事業環境を整備し、京都の潜在的な成長力を最大限に活用していきます。



<取組の方向性>

① 民間活力を徹底的に活かすための環境整備

産業用地や商業用地等への多様な民間投資を促進するための柔軟な都市計画手法の活用や市有地・民有地の産業用地としての積極的な活用に向けた検討など、民間活力を徹底的に活かすための事業環境の整備に取り組みます。

(主な取組例)

- ・ 民間投資を促進するための都市計画手法の戦略的な活用
- ・ 新たな産業用地の創出に向けた積極的な取組の推進
- ・ 雇用創出効果や地域経済への貢献を考慮した市有資産の有効活用

② 積極的な企業誘致等の推進

企業立地促進制度や都市計画手法の活用等により、民間の多様なニーズに柔軟に対応し、市内企業の転出防止や設備投資の促進に取り組むとともに、市外さらには海外からの企業誘致を推進します。

(主な取組例)

- ・ 京都の新たな活力を担う「らくなん進都」をはじめとする市南部地域を中心とした企業誘致の推進

(3) 結婚・出産・子育ての希望の実現や移住促進、交流人口の拡大

労働力人口の減少や消費市場・経済規模の縮小など様々なかたちで社会に大きな影響を及ぼす急激な「人口減少」に歯止めをかけ、東京一極集中の是正に挑戦するため、市民、地域団体、NPO、企業、大学等の主体的な取組との連携により、結婚・出産・子育ての希望の実現や移住促進、交流人口の拡大に取り組みます。

<取組の方向性>

① 「子育て・教育環境日本一」を実現するための子ども・子育て支援

結婚・出産・子育ての希望の実現に向け、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりを進めるため、幼児教育・保育の提供や、放課後の子どもたちの居場所づくり、子育て家庭の経済的負担の軽減など、子ども・子育て支援施策の充実を図ります。

(主な取組例)

- ・ 幼児教育・保育の充実と経済的負担の軽減
- ・ 子育て・若年層世帯に対する住宅支援

② 京都市への移住・定住の支援

移住希望者を対象に、京都で暮らす魅力の発信、相談への対応、希望に応じた「しごと」、「すまい」のマッチングや、「子育て支援コンシェルジュ」と連携した子育て支援ニーズへの対応を行うとともに、空き家等の既存ストックの活用を含む多様な住宅支援を実施するなど、京都市への移住・定住を総合的に支援します。

また、都市部・周辺部それぞれの地域資源を活用した個性と活力あるまちづくりを市内各地域で進めることで、京都のまち全体の都市格の向上・魅力の向上につなげ、京都市への移住・定住を促進します。

(主な取組例)

- ・ 地域の多様な魅力と個性を生かした、京都市への移住・定住の支援
- ・ 総合的な空き家対策の推進
- ・ 地域の個性を生かした、賑わいあふれるまちづくり

③ 交流人口（観光客・留学生等）の拡大

「世界があこがれる観光都市」の実現に向けた観光振興の取組の推進，外国人留学生の増加に向けた総合的な支援の推進，京都のまち全体の都市格の向上・魅力の向上により，国内外からの交流人口の増加を図ります。

（主な取組例）

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ2021等を見据えた更なる観光客の受入環境整備の推進
- ・ 朝観光，夜観光，温泉などの「地域観光」の充実による滞在の長期化の推進
- ・ 日本のMICEをけん引する京都にふさわしいMICE誘致の強化による経済効果の最大化
- ・ 留学生誘致の総合的な取組の推進

2 歳入分野における取組 <歳入>

自主財源の拡充強化を図るため，都市の成長戦略の推進により税収増につなげていく取組に加えて，創意工夫による更なる収入確保の取組や，市税徴収率等の向上を図る取組の推進，民間活力を活用した施設・敷地の利活用の促進をはじめとする保有資産の更なる有効活用など，幅広く歳入を増加させる取組を積極的に進めていきます。

《市税等の自主財源の更なる確保》

（1）創意工夫による更なる収入確保の取組の推進

水路等に架かる通路橋の適正化や土地の有効活用を促すことを目的とした通路橋の許可基準の緩和，市バス・地下鉄をはじめとした各種施設における利用者増加につなげる取組など，創意工夫による更なる収入確保の取組を積極的に進めます。

➤ 水路等に架かる通路橋適正化事業

- ・ 無許可通路橋の所有者へ指導を行い，無許可通路橋の解消を図るとともに，水路に隔てられた土地の有効活用を促すことを目的に，水路機能に支障を及ぼさない範囲で許可基準を緩和

➤ 文化教育施設の利用者増加につなげる取組

- ・ 青少年科学センター展示スペースのリニューアル

➤ 地下鉄・市バスの利用者増加につなげる取組

- ・ 「文化の薫り漂う，歩いて楽しい岡崎」の推進（別掲・再掲P31）
- ・ 府市協調による地下鉄北山駅周辺地域の活性化（別掲・再掲P32）
- ・ 国立京都国際会館・多目的ホールへの京都らしい設えの実施と2,500人規模から5,000人規模への拡充整備の促進（別掲・再掲P37）
- ・ ICカードの普及促進などによる乗継利便性の向上
- ・ 宝が池公園の新たな景観創造

➤ 寄附金の増加につなげる取組及び積み立てた基金の有効活用

➤ 預金利子の増加につなげる取組<新規：平成28年度から推進>

- ・ 指定金融機関の担保金を新たに運用することによる更なる運用益の確保

➤ ふるさと納税制度による寄附金収入の増加に向けた取組



(2) 効果的かつ効率的な債権回収の全市的推進

市税等の徴収率の向上については、全庁を挙げた取組により、平成26年度決算で、市税、国民健康保険料※、介護保険料、市営住宅家賃の徴収率において過去最高を更新し、保育所保育料についても過去最高となった平成25年度と同水準の徴収率を維持するなど、大きな成果を挙げています。

更なる徴収率の向上に向け、納税者の利便性向上に向けた取組を進めるほか、引き続き、職員の債権回収ノウハウの向上や、債権回収体制の強化を図り、一層の債権回収を推進します。

※ 国民健康保険料は後期高齢者医療が施行され、被保険者の構成が大きく変わった平成20年度以降で最高

➤ 市税等の徴収の推進

| | 参 考 値 (平成 22 年度決算) | 現 況 値 (平成 26 年度決算) | 目 標 値 (平成 32 年度決算) |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 市税徴収率 | 97.0% | 97.9% | 98.5% |
| 介護保険料徴収率 | 98.2% | 98.4% | 98.6% |
| 保育所保育料徴収率 | 99.1% | 99.2% | 99.2% |
| 国民健康保険料徴収率 | 91.0% | 93.4% | 93.56%※ |
| 市営住宅家賃徴収率 | 97.1% | 98.8% | 99.1% |

※ 平成28年度の目標値。平成29年度以降は別途設定

➤ 納税者の利便性向上に向けた取組の推進<新規：平成28年度から推進>

- ・ コンビニ納税について、現在実施済みの軽自動車税に加えて、取扱税目を個人市・府民税、固定資産税・都市計画税へ拡大
- ・ コンビニ納税と同税目でのクレジット納税の導入

➤ 効果的かつ効率的な債権回収の推進

- ・ 専門部署による高額困難債権の集中処理
- ・ 債権管理対策本部による適正かつ組織的・計画的な債権管理の全庁一体的な推進
- ・ 「債権管理条例（仮称）」の制定
- ・ 債権管理・回収に携わる人材の育成

<債権管理対策本部の取組>

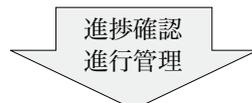
【京都市債権管理対策本部】

<対象債権>

市税、国民健康保険料、介護保険料を除く全市の債権

<役 割>

- 総括的指導（取組方針の作成等）
- 債権管理に関する協議・調整
- 意思統一及び情報の共有



◆重点対策債権

対象債権：19 債権（収入未済額 1 千万円以上）
目標徴収率及び具体的取組の設定

(3) 課税自主権の活用

必要な施策を実施するための自主財源の確保，政策実現のための誘導，本市の特性に応じた公平な税制の確立に向けて，入浴客への新たな負担のあり方や超過課税等といった課税自主権の活用を検討します。

(4) 適正かつ公平な市税制度の確立

適正かつ公平な市税制度の確立及びこれに伴う市税収入の確保のため，市税の軽減措置について，制度創設時からの社会経済情勢の変化を踏まえ，更に見直しを進めます。

また，特別徴収の推進（普通徴収から特別徴収への切替えの推進）及び課税捕捉の取組（給与支払報告書未提出事業者の調査等）についても継続して取り組みます。

《保有資産等の有効活用》

(1) 保有資産の更なる有効活用の推進 <新規：平成28年度から推進（一部継続実施）>

「京都市資産有効活用基本方針」に基づき，学校跡地をはじめ施設の統廃合等に伴い生み出された土地等の貸付けや売却など，保有資産の有効活用を推進します。

また，賑わい施設や駐車場・駐輪場の整備など，利用者の利便性の向上等とともに，収益の確保を図る取組を積極的に進めます。

① 施設利用者の利便性向上や収益の確保を図る資産の有効活用

◎ 雇用創出効果や地域経済への貢献を考慮した資産の有効活用

- ・ 資産活用に係る公募に当たって，雇用創出効果や地域経済への貢献を選定基準に組み入れた評価を実施

◎ 民間活力を活かした施設・敷地の利活用の促進

- ・ 京都市美術館における民間の柔軟なアイデアを取り入れた賑わい施設の整備
- ・ 大規模公園等における民間活力を活かした施設の誘致や新たな賑わいの創出

➤ 運動施設等における有料駐車場の整備

- ・ 施設の充実や改修整備の財源として活用するため，運動施設等において有料駐車場を整備

➤ 中央市場における土地の有効活用

- ・ 市場整備に伴い生み出される「賑わいゾーン」を民間活力により活用し，京都駅西部エリアに新たな賑わいを創出

➤ 美術館等のユニークベニユー（特別感や地域の特性を演出できる会場）としての積極的な活用

➤ 市営墓地における使用料収入向上策の更なる推進

- ・ 新規墓地造成（樹木葬事業）の実施による使用料収入の向上

➤ 施設の空きスペースなどの活用

- ・ 各種施設における空きスペースへの自動販売機の設置
- ・ 稼働率が低い駐輪場におけるスペースの有効活用
- ・ 先行取得用地の暫定利用による収入の確保（別掲・再掲P98）



② 施設の統廃合等に伴い生み出された土地等の売却，貸付けなどの一層の有効活用

➤ 学校統合により生み出された貴重な跡地の有効活用

- ・ 地域コミュニティ活動に配慮しつつ，市民生活を支え都市の活性化と地域振興に役立つ活用を，市民をはじめ公益的な団体や民間の知恵と活力を活かし積極的に推進

➤ 老人福祉施設の民設化の推進（底地の売却）

➤ 東部クリーンセンターの跡地の有効活用の検討

➤ 施設の統廃合等に伴い生み出された土地等の売却

＜土地等の売却を予定している主な土地＞

し尿前処理施設，中央市場（食肉市場），旧家庭動物相談所，旧右京図書館など

③ 保有資産の貸付条件の見直しや，条件付一般競争入札・プロポーザル方式等の多様で最適な手法による資産の有効活用

➤ 貸付料の算定基準の適正化・減免基準の明確化

➤ 市民・事業者等との連携による資産の有効活用

- ・ 活用検討や事業者公募前の段階で民間事業者と直接「対話」する場を設け，資産の市場性，活用アイデアの把握等を行い，より柔軟で効果的な資産活用につなげる「事業者サウンディング制度（仮称）」の実施

(2) 市有地以外の公有地の活用検討

国有地や府有地など市有地以外の公有地について，土地情報の収集等に努め，幅広い観点から検討を進めます。

例えば，嵯峨野の国有地である広沢池について，譲渡を受け，原風景を生かした周辺整備を進め，地域の更なる魅力の向上を図ります。また，未来の京都のまちづくりを見据え国に移転検討を要望している京都刑務所について，引き続き国への要望を実施するなど，市有地以外の公有地についても，長期的展望に立って，地域の魅力あるまちづくりに資する活用可能性を検討します。

(3) ネーミングライツなど一層の広告料収入の確保

＜新規：平成28年度から推進（一部継続実施）＞

市内事業者はもとより，京都に愛着を持つ首都圏等の事業者も含めて，参加事業者の拡大に向けた取組を進めることにより，ネーミングライツの更なる導入を推進するなど，一層の広告料収入の確保を図ります。

➤ ネーミングライツの導入の推進

＜ネーミングライツの導入を予定，検討している主な施設＞

京都市美術館，西京極陸上競技場兼球技場，公衆トイレ（ネーミングライツの更なる拡充）

➤ 広告代理店へのインセンティブ策などによる参加事業者の拡大

➤ ネーミングライツの対価として，物品や役務の提供を認めることによる参加事業者の拡大

(4) 一般財団法人化した外郭団体の公益目的財産の有効活用

公益法人制度改革に基づき一般財団法人に移行した外郭団体においては，移行時に保有していた公益目的財産について，本市への寄附など有効活用を図ります。

➤ 一般財団法人京都市都市整備公社の公益目的財産の本市に対する寄附

【平成24～平成30年度の間に24億円】

3 人件費分野における取組 <給与費>

本市では、これまでから、職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んできました。この結果、平成19年度からの8年間で、京都市全体（一般会計等及び公営企業部門）で2,965人を削減し、平成27年4月1日現在の職員数は、ピーク時より約7千人少ない13,188人となりました。

このうち、前期実施計画期間（平成24～27年度）中に、京都市の都市特性を踏まえた水準の高い行政サービスを維持しつつも、公民の役割分担の見直しや、効率的な執行体制の構築などにより、一般会計等で721人の職員を削減し、人件費についても116億円を削減しました。

今後も、新たに策定する後期の部門別定員管理計画を着実に推進し、平成32年度までの5年間に、一般会計等で800人以上、一般会計人件費予算を170億円以上削減します。

(1) 部門別定員管理計画の推進による職員数の更なる適正化

<新規：平成28年度から推進>

部門別定員管理計画については、持続可能な行財政の確立に向けて、本市と他の政令指定都市の市民1万人当たりの職員数の乖離を解消し、総人件費の抑制を目指すこととし、本市の都市特性やこれまでの経緯等を考慮しつつ、行政部門ごとにメリハリをつけた人員配置を行うことにより、平成24年度からの10年間に一般会計等で約1,400人を削減するという目標を掲げています。

このうち、平成27年度までの4年間については、一般会計等で約600人の職員削減という目標に対して721人の削減を達成するなど、行政課題には的確に対応しつつも、下表のとおり、職員数の適正化を着実に進めてきました。

【前期実施計画期間中の取組実績】

(○=増員要素, ●=減員要素)

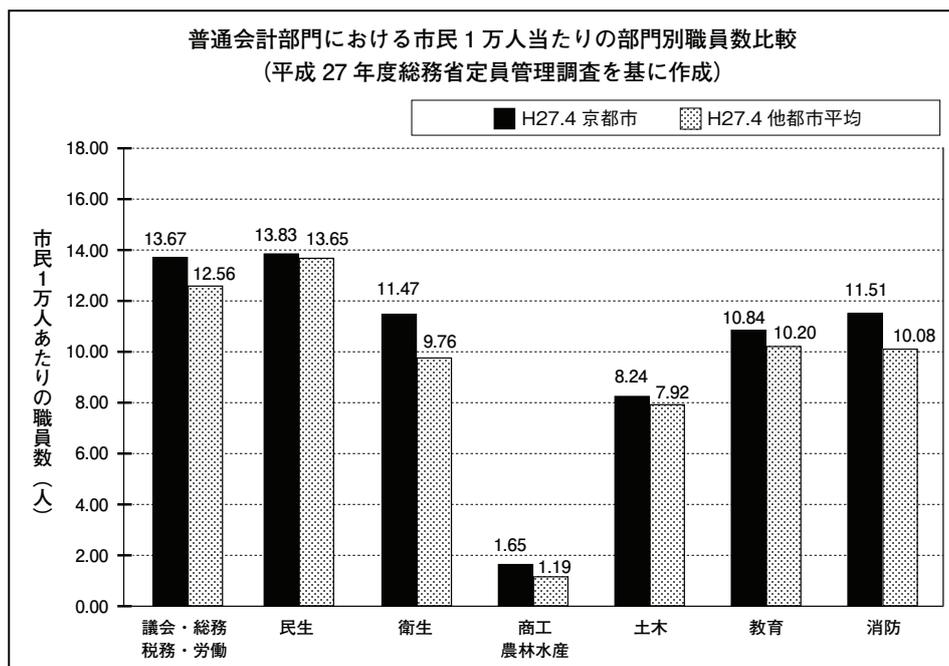
| 部門 | 局名等 | 職員数 | 増減員数 | 主な増減員要素 |
|----------------------|---|------------------------------------|------------------------------|---|
| 総務 税務 労働 議会 | 行財政局 総合企画局 文化市民局 区役所 会計室 行政委員会 | 【H23】 1,965人 【H27】 2,004人 | 【目標】 △50人 【実績】 +39人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災危機管理業務の消防局からの移管 ○ 市庁舎整備に係る体制強化 ○ 総合特区、地方創生に係る体制強化 ○ 大型汎用コンピュータのオープン化システム開発に係る体制強化 ○ 区役所・支所への地域防災係長の配置による体制強化 ○ 市会改革推進、議会広報機能強化に係る体制強化 ● 戸籍事務のコンピュータ化による体制の見直し ● 岩倉出張所・嵯峨出張所の証明書発行コーナー化による体制の見直し ● 税務事務の集約化による効率的な体制の確立 ● 京都市立芸術大学の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ |



| 部門 | 局名等 | 職員数 | 増減員数 | 主な増減員要素 |
|------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--|
| 民生 | 保健福祉局 区役所 | 【H23】 2,318人 【H27】 2,344人 | 【目標】 +20人 【実績】 +26人 | ○ 生活保護世帯の増加に伴う体制強化 ○ 府からの権限移譲への対応 ○ 保育所入所児童数の増加に伴う体制強化 ● 公営保育所の民間事業者への移管 |
| 衛生 | 環境政策局 保健福祉局 区役所 | 【H23】 1,929人 【H27】 1,681人 | 【目標】 △170人 【実績】 △248人 | ○ 府からの権限移譲への対応 ● 環境政策局技能労務職員数について、平成18年度比で50%削減に向けた取組の推進 ● 東部クリーンセンターの休止 ● 京都市立病院機構の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ |
| 商工 農林水産 | 産業観光局 | 【H23】 319人 【H27】 296人 | 【目標】 ±0人 【実績】 △23人 | ○ 京都の知恵と強みを活かした経済成長戦略と中小企業の支援、雇用対策を推進するための体制整備 ○ あらゆる分野と融合し、経済を活性化するための産業振興のための体制整備 ● 計量検査所における定期検査業務の委託化 ● 京都市産業技術研究所の独立行政法人化 |
| 土木 | 都市計画局 建設局 | 【H23】 1,272人 【H27】 1,208人 | 【目標】 △50人 【実績】 △64人 | ○ 違反屋外広告物対策に係る体制強化 ○ 空き家対策及び密集市街地・細街路対策に係る体制強化 ○ 京町家対策に係る体制強化 ○ 公共土木施設の維持管理や災害復旧に係る体制強化 ● 新規路線工事着手の見送りなど道路事業の見直しに伴う体制見直し ● 外郭団体への派遣職員の引上げ ● 建設局技能労務職員について、効率的な道路等維持管理業務執行体制の確立と平成18年度比50%削減に向けた継続的な取組の推進 |
| 教育 | 行財政局 文化市民局 保健福祉局 教育委員会 | 【H23】 1,909人 【H27】 1,589人 | 【目標】 △270人 【実績】 △320人 | ● 京都市立芸術大学の公立大学法人化 ● 看護短期大学の廃止 ● 給食調理員、管理用務員の嘱託化等による体制の見直し |
| 消防 | 消防局 | 【H23】 1,819人 【H27】 1,688人 | 【目標】 △80人 【実績】 △131人 | ● 救急需要の増加に伴う消防出張所から救急出張所への転換による体制見直し ● 消防戦術の見直しによる乗組人員等の効率化による体制見直し ● 消防音楽隊の嘱託化等による体制見直し ● 防災危機管理業務の行財政局への移管 ● 外郭団体への派遣職員の引上げ |
| 合計 | | 【H23】 11,531人 【H27】 10,810人 | 【目標】 △600人 【実績】 △721人 | |

一方で、依然として本市の財政状況は厳しく、持続可能な行財政を確立するためには、今後も更なる人件費の抑制が必要であること、また、本市の市民1万人当たりの職員数については、前期実施計画の取組により76.61人から71.21人となるなど、他の政令指定都市との乖離を縮減してきたものの、平成13年度の政令指定都市人口要件緩和以前からの都市※の平均（65.35人）と比較した場合、実際の職員数換算では未だ約830人上回っていることなどを踏まえると、当初の計画に掲げた1,400人を上回る、更なる職員数の適正化の取組が必要となっています。

※ 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市



このため、平成28年度からの5年間については、前期実施計画期間中の基本方針（①民営化，委託化など適切な役割分担による業務の見直し，②業務の集約化，効率化，組織の再編，③地方分権改革，社会情勢の変化への的確な対応）は継承しつつ、特に本市が他都市より突出して職員数の多い部門を中心に、抜本的な業務執行体制の見直しを行うなど、下表の取組により、一般会計等で800人以上の削減を目指します。

【後期実施計画期間中の取組目標】

(○=増員要素，●=減員要素)

| 部門 | 局名等 | 平成27年4月 現在職員数(人) | 主な取組項目 | 目標値 (概数) |
|----------------------|---|---------------------|--|-------------|
| 総務 税務 労働 議会 | 行財政局 総合企画局 文化市民局 区役所 会計室 行政委員会 | 2,004人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所の企画体制の充実 ● 京都市立芸術大学の自律的運営の推進に向けた派遣職員数の引上げ ● 大型汎用コンピュータのオープン化システム開発終了に伴う体制見直し ● 戸籍事務のコンピュータ化，マイナンバー制度導入を契機とした区役所窓口の体制見直し ● 税務事務の更なる効率的な執行体制の確立 | △160人 |



| 部門 | 局名等 | 平成 27 年 4 月 現在職員数(人) | 主な取組項目 | 目標値 (概数) |
|------------|------------------------|-------------------------|--|-------------|
| 民生 | 保健福祉局 区役所 | 2,344 人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」に基づく公営保育所の民間事業者への移管 ● 「第 2 児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づく青葉寮の民間事業者への移管 ● 「若杉学園の今後の基本的な考え方」に基づく若杉学園の民間事業者への移管 ● 区役所の法定事務や全市一律で行われる業務の統合等による体制見直し | △ 220 人 |
| 衛生 | 環境政策局 保健福祉局 区役所 | 1,681 人 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ収集業務を平成 36 年度までに 70%委託化 ● クリーンセンターにおける焼却プラント運転監視業務の段階的な民間委託化 ● 京都市立病院機構の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ | △ 175 人 |
| 商工 農林水産 | 産業観光局 | 296 人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済団体等との連携のもと、オール京都体制での経済成長戦略、中小企業支援、新たな観光振興、農林業振興に向けた体制の整備 ● 京都府計量検定所への計量業務の事務委託 ● 京都市産業技術研究所の自律的運営の推進に向けた派遣職員の引上げ | ±0 人 |
| 土木 | 都市計画局 建設局 | 1,208 人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設の維持管理や防災・減災対策に係る執行体制の整備 ○ 道路・公園等の整備事業における執行体制整備 ● 大型公共建築物整備事業の進ちよくに伴う事業執行体制の見直し ● 建設局技能労務職員について、効率的な道路等維持管理業務執行体制の確立と、平成 18 年度比 50%削減に向けた継続的な取組の推進 ● 外郭団体等への派遣職員の引上げ | △ 50 人 |
| 教育 | 行財政局 文化市民局 教育委員会 | 1,589 人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズ 2021、ICOM（国際博物館会議）京都大会 2019 等に向けた戦略的な文化・スポーツ事業の推進のための体制整備 ○ 府からの権限移譲（教職員給与費等事務）への対応 ● 管理用務員、給食調理員の嘱託化等による体制見直し | △ 100 人 |
| 消防 | 消防局 | 1,688 人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消防隊等の部隊配置の適正化による体制見直し ● 救急需要対策のための消防隊から救急隊への転換による体制見直し ● 事業所防火安全対策に係る指導体制の見直し | △ 95 人 |
| 合計 | | 10,810 人 | | △ 800 人 |

また、市バス・地下鉄事業や水道事業・公共下水道事業の公営企業部門については、事業実施の有無や規模等が都市により大きく異なることから、政令指定都市間の比較によることなく、これまで同様、それぞれの経営プランに基づいて人件費抑制を着実に推進します。

| 部門 | 局名等 | 平成27年4月 現在職員数(人) | 主な取組項目 | 目標値 (概数) |
|-----------|-------|---------------------|--|-------------|
| 交通 | 交通局 | 1,600人 | お客様の利便性向上や安全確保のための取組を積極的に進めるとともに、引き続き、業務の見直しによる組織・体制のスリム化により、効率的な執行体制の確保に努めます。 ○ お客様の利便性向上や安全確保の推進 ● 市バス整備業務の民間委託化 ● 地下鉄保守業務の効率化 | △5人 |
| 水道 下水道 | 上下水道局 | 1,229人 | 「上下水道事業中期経営プラン(2013-2017)」に基づき、組織・業務改革を推進するとともに、今後、平成30年度以降の新たな経営戦略を策定し、公営企業として、公共性と経済性を発揮した、より一層効率的・効果的な事業執行体制を構築します。 ● 山間地域の水道事業・公共下水道事業の統合 ● 営業所の再編 ● 水環境保全センターの運転管理の委託化 | △80人 |

(2) 給与制度の点検、見直し

本市の給与制度全般のあり方について、社会情勢の変化も踏まえ、つねに点検、検討し、必要な見直しを行います。

4 公共投資分野における取組 <投資的経費>

人口の減少、とりわけ、生産年齢人口が減少する中にあることは、将来の世代にいたずらに負担を先送りしないためにも、市債残高の縮減を図ることが重要です。

このため、前期実施計画期間(平成24～27年度)においては、縮減目標として「22年度末から27年度末までの5年間で5%以上(全会計で1,000億円以上、一般会計で500億円以上)縮減」を設定しましたが、全会計・一般会計とも25年度決算でこの目標を達成し、更に縮減の取組を進めています。

引き続き、将来の京都の発展や災害に強いまちづくりのための基盤整備の推進、公共施設の長寿命化のための維持修繕など、事業採択の一層の重点化に努め、市債を主な財源とする公共投資(投資的経費)の規模を的確にコントロールします。



《公共投資の規模のコントロール》

(1) 公共投資の規模のコントロールと戦略的な予算配分

将来の市債の償還負担を軽減するため、生産年齢人口1人当たりの実質市債残高を増加させないという、投資的経費における財政運営の目標に基づき、公営企業会計をはじめとした特別会計を含む全庁的、中長期的な観点から、公共投資の規模を的確にコントロールするとともに、政策判断を重視した戦略的な予算配分を行います。

➤ 事業採択の一層の重点化などにより投資的経費の規模を的確にコントロールし、一般会計の実質市債残高を縮減

【平成32年度までに平成22年度末（9,817億円）から900億円（9%）以上縮減】

➤ 公営企業会計をはじめ、特別会計においても、投資的経費の規模を的確にコントロールし、全会計の実質市債残高を縮減

【平成32年度までに平成22年度末（1兆9,427億円）から1,800億円（9%）以上縮減】

(2) 公共事業のコスト縮減<新規：平成28年度から推進>

良質な社会資本の効率的な整備・維持を図るため、コストと品質の両面から公共事業を改善する取組を推進します。

➤ 公共事業の品質確保・コスト改善のための人材育成

➤ 低コスト事業手法を取り入れた無電柱化事業の推進

・ 国で検討を進めている浅層埋設や小型ボックスの活用などの手法を取り入れ、電線共同溝のコンパクト化を図り、整備費を縮減した無電柱化事業を推進

(3) より効果的・効率的な事業手法の見直し

事業を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、より効果的・効率的な公共事業が進められるよう、その投資効果を十分に検証し、適切な財源の確保も含めた事業手法のあり方を継続的に見直すとともに、民間活力の積極的な活用を進め、投資的経費の削減を図ります。

➤ ICT等を活用した市民との協働による公共土木施設の維持管理（別掲・再掲 P65）

➤ 担い手育成につながる効果的な農業基盤整備事業への見直し

➤ 消防車両整備計画の見直し

・ 市内の高層建築物等の状況を踏まえ、大型はしご車1台及び小型はしご車2台を削減するなど、効果的な車両の配置を行うよう整備計画を見直し

《公共施設マネジメントの推進》

(1) 「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づく施設類型別行動計画等の策定及び推進

既存施設の老朽化の進行や人口構造の変化、厳しい財政状況等を踏まえ、「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、市民・事業者等からの知恵や技術、地域力等の京都の強みを最大限に活かし、京都府をはじめとする多様な主体との連携を強化しながら、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る「公共施設マネジメント」の取組を推進します。

(公共建築物分野)

- 「庁舎施設マネジメント計画(仮称)」の策定及び推進<新規：平成28年度から推進>
 - ・ 学校施設、市営住宅を除くその他施設(庁舎施設)について、施設類型ごとの役割等を踏まえた、施設保有量の最適化、計画的な保全等による長寿命化、既存施設の有効活用等の推進に向けた実施計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減等を推進
- 「市営住宅ストック総合活用計画」の推進
 - ・ 市営住宅ストックのより効果的な活用に向けて、地域の活性化及び事業のスピードアップ、財政負担の軽減と平準化を図るため、民間活力の導入を積極的に検討するとともに、計画的な保全等によりライフサイクルコストの縮減等を推進
- 「学校施設マネジメント基本計画」に基づく第1期行動計画の策定及び推進<新規：平成28年度から推進>
 - ・ 学校施設の長寿命化をはじめ、中長期的計画に基づくメンテナンスサイクルの導入・充実(点検・評価・保全の一体化)による効果的・効率的な維持修繕等を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を推進

(公共土木施設分野)

- 公共土木施設に係るマネジメントの推進による維持管理費の縮減及び平準化
 - ・ 道路・河川・公園などの公共土木施設について、効率的かつ効果的な維持修繕を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を推進

(2) 分野横断的・中長期的な観点に立った施設の再編・再整備(複合化・多機能化、民営化等)の検討・推進

庁舎施設、学校施設等におけるマネジメントの方向性を踏まえながら、分野横断的・中長期的な観点に立った公共建築物の再編・再整備を検討・推進します。

- 地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化を契機とした機能充実(別掲・再掲 P64)
- 公設施設の民設化
 - ・ 市営保育所の民間移管の着実な推進
 - ・ 若杉学園(生活介護事業所)や青葉寮(情緒障害児短期治療施設)の民設民営化
- 市立工業高校の再編・統合
 - ・ 洛陽工業高校及び伏見工業高校を再編・統合し、京都市伏見区の旧立命館中学・高校の施設を大規模改修のうえ、「京都工学院高校」を開校
 - ・ 伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制を再編・統合のうえ、伏見工業高校敷地の一部を活用し、定時制単独高校を開校する計画を推進

(3) 効率的・効果的な道路等の整備・維持管理の推進

事業の見直し等により、効率的・効果的な道路等の整備・維持管理を推進します。

- 道路整備事業の進め方の検討
 - ・ 橋りょうの耐震補強や老朽化修繕等をはじめとする防災・減災対策を着実に進める一方で、道路整備事業においては、路線の重点化を図ることで、より効率的・効果的な整備を推進
- 役割を終えた横断歩道橋の撤去



(4) 府市協調による効率的・効果的な施設整備

市民サービスの向上と行政運営の効率化に向けて、あらゆる政策分野において、市会との連携の下で府市協調による効率的・効果的な施設整備を進めます。

- 衛生環境研究所の府市共同整備
- 中央市場の更なる活性化のための府市協調による再整備・運営
- 府市協調で進めるスポーツ施設の整備
 - ・ 府市協調による西京極総合運動公園、横大路運動公園及び三川合流地域等におけるスポーツ施設の整備

5 その他の歳出分野における取組 <消費的経費>

市民の安心・安全な生活を支える社会福祉関係経費の自然増等に要する財源を確保するためには、これまで実施してきた施策・事業の見直しが引き続き必要となります。

この施策・事業の見直しに当たっては、まず経費の再点検、効率的・効果的な事業手法の採択や創意工夫を生かしたコスト削減など、徹底した内部努力を進めます。

また、国に対して財源措置の充実や制度の適正化に向けた提言・要望などを積極的に行います。

そのうえで、財政状況が厳しい中であっても、本当に必要な方にきちんとした手当を行い、また、将来の京都を支える施策・事業を実施できるよう、社会福祉関係経費を含め、あらゆる施策・事業にわたって、必要性や目的と効果、サービス水準や受益者負担のあり方について検討します。

(1) 事業手法の見直し等による事業費の抑制等

<新規：平成28年度から推進（一部継続実施）>

時代の変化をつねにとらえ、また、他の政令指定都市や民間事業者等の事例も参考に、事業手法の見直し等を進め、事業費の抑制や事業効果の向上を図ります。

- 人員・機材の機動的・効率的な運用等による燃やすごみの完全午前収集の実現
- イベント事業の効果的・効率的な実施
- 公共施設等における運営体制の効率化
 - ・ 生涯学習総合センター、図書館における運営体制の効率化
 - ・ 児童館（一元化）の運営体制の再構築（継続実施）
 - ・ 市営住宅における維持管理体制の効率化
- より有利な財源確保に向けた事業手法の見直し
 - ・ 総合療育事業の法定事業化や京都市ヘルパー室における介護保険サービスの提供など、国費の確保に向けた取組の推進
- 基幹情報（住基、税、福祉等）の処理に長年運用してきた大型汎用コンピュータを最新技術のオープンシステムに刷新（別掲・再掲 P76）
- データセンターの活用による情報システムの安定性の向上（別掲・再掲 P77）

- **マイナンバー制度の導入を契機とした、きめ細やかな市民サービスの向上のための窓口改革と市民目線に立った行政事務の効率化の一層の推進**
(別掲・再掲 P73)
- **戸籍事務のコンピュータ化の推進による窓口サービスの向上と更なる効率化**
(別掲・再掲 P77)
- **農業振興センターの総合行政化**
 - ・ 市内3箇所の農業振興センターの総合行政化に向け、区役所・支所庁舎内への配置などによる更なる機能強化及び経費節減の検討
- **生活保護受給者の自立促進のための就労支援等の推進及び適正な制度運営の推進**
- **各医療制度における医療費の適正化推進**
- **契約方法の見直し（市民サービスや業務の安定的な実施を確保したうえで、競争性原理を導入）等による経費の節減**
 - ・ 大型ごみ収集業務の契約方法の見直し
- **新規充実事業等の成果指標や目標年次の明確化を図り、行政評価と連携した定期的な見直しを徹底**

(2) 民間活力の積極的な活用<新規：平成28年度から推進（一部継続実施）>

「民間にできることは民間に」を基本として、業務の成果を客観的に確認できる業務、時間集中的なサービス提供業務などの委託化や更なる指定管理者制度の導入、市民・事業者等との協働による取組の推進など、民間活力の積極的な活用を推進します。

- **民間等への積極的な委託化の推進**
 - ・ ごみ収集業務を平成36年度までに70%委託化
 - ・ クリーンセンターにおける焼却プラント運転監視業務の段階的な民間委託化
- **市民・事業者等との協働による事業の推進**
 - ・ 市民・事業者等との協働による歴史的風土特別保存地区の維持管理
 - ・ 京都版トキワ荘事業の民間移行に向けた取組
 - ・ 京都まなびの街生き方探究館の民間企業等との更なる連携を重視した取組
- **施設運営等の民営化**
 - ・ 市営保育所の民間移管の着実な推進（別掲・再掲P92）
 - ・ 若杉学園（生活介護事業所）や青葉寮（情緒障害児短期治療施設）の民設民営化（別掲・再掲P92）
 - ・ 移動便所貸付事業の民営化
- **民間との連携・協働による市立幼稚園の子育て支援機能の充実**
 - ・ 地域や施設の状況等を踏まえ、民間事業者等とも連携・協力した子育て支援機能（保育機能、地域における子育て相談機能など）の充実
- **指定管理者制度の導入の更なる推進及び導入施設のサービス向上に向けた取組の検討**



(3) 類似・重複する事業や更なる相乗効果を発揮するための事業の連携・融合

＜新規：平成28年度から推進（一部継続実施）＞

事業の目的・効果を踏まえ、全庁的に、類似・重複する事業の整理統合を図ります。また、市会との連携の下、府市協調による効率的な施策を推進するとともに、民間団体など関係機関まで含めた連携・融合を検討し、事業の効率化と相乗効果の発揮に引き続き努めます。

◎ 府市協調による効率的な施策の推進

- ・ 京都府計量検定所への計量事務委託による市計量検査所の廃止
- ・ 衛生環境研究所の府市共同整備（別掲・再掲P93）
- ・ 中央市場の更なる活性化のための府市協調による再整備・運営（別掲・再掲P93）
- ・ 市営住宅・府営住宅の公募連携に向けた取組の推進
- ・ 消防学校の府市共同化

➤ 京都府・経済団体等との連携による効果的・効率的な産業振興施策の推進

- ・ 府・市・経済団体等が実施している産業振興施策を検証し、事業の融合を推進

➤ 各種事業の連携・融合による効果的・効率的な事業の実施

- ・ 出産お祝いレター等お届け事業とこんにちは赤ちゃん事業の一体的な実施
- ・ 「京の七夕」における二条城を活用した効果的・効率的な事業の実施
- ・ 花き振興事業の他事業との融合による効果的・効率的な事業の実施

➤ 類似・重複する事業の継続的な見直し

- ・ 京北地域における公共交通ネットワークの再構築

(4) 環境の変化をとらえた施設の再編や、設備・委託業務等の仕様の見直し

＜新規：平成28年度から推進（一部継続実施）＞

事業を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、施設の再編や設備・委託業務の仕様、事業実施の水準を最適化するなど、効率的な施策・事業への転換を図ることにより、経費の削減を図ります。

➤ クリーンセンター等の運営の更なる効率化

- ・ 南部クリーンセンター第二工場（仮称）における高効率なごみ発電やバイオガス発電等による創エネの推進など効率的なごみ処理施設の運営

➤ 下水道整備に応じた水洗化の促進によるし尿収集処理の縮減・効率化

➤ 市営住宅における効率的な維持管理の推進

- ・ 空き家整備単価の見直しなど維持管理の効率化

➤ 公共施設における委託内容等の見直し

- ・ 子ども保健医療相談・事故防止センターにおける委託内容の見直し
- ・ 公設民営の介護福祉施設からの介護報酬に含まれる建設費用相当分の納付の推進

➤ 指定金融機関の条件変更に伴う公金取扱手数料の節減

➤ 施設の再編・統合などによる運営の効率化

(5) 日常的なコスト削減の徹底

これまでから取り組んできた市役所の内部管理事務などの合理化、効率化についても、不断の見直しを更に進め、日常的なコストの削減を徹底します。

➤ 定型的事務の集約化

- ・ 道路関係図面作成等の集約発注など効率的な発注

➤ 普及啓発や広報宣伝に係る経費の見直し

- ・ 戦略的な広報活動等による効果的・効率的な普及啓発の実施
- ・ 紙媒体から電子媒体への見直しなどの効率的な普及啓発の実施

➤ 各種刊行物の見直し

➤ 賃料等の固定費の見直し

- ・ 民間借上げビルの賃料等の精査
- ・ 借地の買い上げなどによる借地料の縮減の検討

➤ 節電をはじめとする光熱水費の節減

- ・ ごみ焼却熱発電における効率的時間帯別焼却による売電収入の確保

➤ 新庁舎整備に伴う庁内ネットワークの無線化の推進（別掲・再掲 P77）

➤ 電子化の推進による省資源化の推進

➤ 会場借上料の抑制や開催時間の短縮など会議開催のコスト縮減

➤ 定例的な照会・回答事務の効率化

(6) 施策・事業の継続的なあり方検討

この実施計画の期間中にわたり、あらゆる施策・事業について、社会情勢の変化や他都市の状況、事務事業評価、各種統計データ等を踏まえた幅広い視点から点検、分析を行い、より効果的・効率的な事業のあり方を継続的に検討していきます。

これらの検討結果に基づき、必要に応じて毎年度の予算編成等の中で、事業手法の見直しや類似・重複する事業の連携・融合、委託業務等の仕様の見直しなど、実施計画における改革の基本的な考え方に沿った見直しを進めていきます。

[幅広い点検・分析の視点]

- ① 制度創設当初の目的が、時代の変化や市民ニーズに合致しているか、継続する意義が薄れてはいないか。
- ② 市民の生活向上や市内企業の成長につながっているか、更に事業効果を高められるような手法はないか。
- ③ 自助、共助、公助の考え方に基づく役割分担、市民や民間主体の取組との協働を一層進めることができないか。
- ④ 事業の発展的な統合や事務の簡素化等によって、より効率的な事業手法に転換できないか。

[今後、あり方検討を進めていく主な施策・事業]

➤ 社会情勢の変化等を踏まえたより効果的・効率的な事業のあり方の検討

- ・ 介護保険制度改正に伴う介護予防事業のあり方
- ・ 生きがいづくり支援施設のあり方



- ・ 敬老乗車証制度のあり方
- ・ ホームレス対策事業のあり方
- ・ 中央斎場の使用料のあり方 など

➤ 民間等により同種の事業が展開されている事業のより効果的・効率的なあり方の検討

- ・ 公共施設に付設する駐車場の使用料のあり方
- ・ 市立幼稚園の保育料のあり方
- ・ 京都市健康増進センターのあり方 など

6 連結会計の視点を踏まえた取組

市バス事業において、平成24年度決算で、計画より3年前倒しで経営健全化団体を脱却し、さらに平成26年度決算で、最大約144億円（平成17年度）あった累積資金不足を解消し、一般会計からの任意補助金に頼らない「自立した経営」を実現するなど、連結会計の視点を踏まえ、公営企業会計をはじめとする特別会計及び外郭団体などの財政健全化の取組を積極的に進めています。

引き続き、各会計等における自立した経営を確立するとともに、一般会計との連結を前提に、市全体の財政の持続可能性の確保を図ります。

また、公共分野の担い手の広がりを踏まえ、更に外郭団体のあり方の見直しを進めます。

《公営企業の改革》

(1) 経営健全化の推進

公営企業において、中期経営計画の着実な推進などにより、一層の経営健全化を図ります。

(交通局における取組)

- 地下鉄事業の経営健全化の推進【平成30年度までの経営健全化団体からの脱却】
 - ・ 「高速鉄道事業経営健全化計画」（平成21～30年度）の推進
 - ・ 計画後の中長期的な視点に立つ健全化推進のための「高速鉄道事業経営ビジョン（仮称）」の策定
- 地下鉄1日5万人増客の前倒し達成や更なる経営健全化の取組の推進などにより、経営健全化計画（平成21～30年度）で予定していた運賃値上げを回避
- 市バス事業の充実を前提に、黒字の一部を活用し、地下鉄事業の経営健全化を財政面から支援する新しいスキームの検討

(上下水道局における取組)

- 経営効率化・財政健全化に取り組み、将来にわたって、安全・安心で市民に信頼される上下水道サービスを提供していくための上下水道事業中期経営プラン（2013-2017）の推進【平成29年度までに企業債残高を4,700億円に削減】
- 市民にとって貴重なライフラインである水道、公共下水道を50年後、100年後の未来にしっかりとつないでいくための平成30年度以降の次期経営戦略の策定及び更なる経営効率化・財政健全化の推進<新規：平成30年度から推進>

(2) 市全体の財政における持続可能性の確保

経営状況の改善等を踏まえた繰出金の見直しなどを進め、一般会計だけでなく市全体の財政における持続可能性の確保に努めます。

➤ 経営状況の改善等を踏まえた繰出金の見直し

《特別会計等の改革》

(1) 特別会計の収支の改善

特別会計においても、収支の改善を図るため、効率的・効果的な事業の実施や財源の確保など、計画的な取組を進めます。

◎ 安全・安心な生鮮食料品・食肉等を京都市内・府内に供給する中央市場の再整備に伴う機能強化と財政の健全化

- ・ コールドチェーンシステムの整備など食への信頼確保と京の食文化の継承、京都駅西部エリアの賑わい創出等に向けた「京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン」（平成28～37年度）の推進<新規：平成28年度から推進>
- ・ 京都府内産牛肉である京都肉など、牛肉の海外輸出による京都市場ブランドの世界発信等に向けた「京都市中央卸売市場第二市場マスタープラン」（平成23～32年度）の推進
- ・ 運営会社（卸売会社）の経営改革と更なる公設民営化の推進
- ・ 中央市場の更なる活性化のための府市協調による再整備・運営と収支の改善を図る取組の推進

➤ 医療費、介護保険給付費の適正化

- ・ 被保険者に対する健康づくりや介護予防の取組等による医療費、介護保険給付費の適正化など特別会計の収支改善を図るとともに、国民健康保険料等の負担軽減を引き続き実施

(2) 先行取得用地の有効活用

土地取得特別会計において先行取得した用地について、事業化するまでの間、暫定利用を行うなど、効率的な活用を図ります。

➤ 先行取得用地の暫定利用による収入の確保

(3) 地方独立行政法人の自主的・自律的運営の確立

地方独立行政法人制度のメリットを生かし、各団体にふさわしい自主的・自律的な運営を確立します。

- 中期目標（平成27～30年度）に基づく京都市立病院機構の自律的運営の推進【地方独立行政法人京都市立病院機構年度計画（平成27～30年度の各年度で策定）を毎年度100%達成】
- 中期目標（平成24～29年度）に基づく京都市立芸術大学の自律的運営の推進【公立大学法人京都市立芸術大学年度計画（平成24～29年度の各年度で策定）を毎年度100%達成】



➤ **中期目標（平成26～29年度）に基づく京都市産業技術研究所の自律的運営の推進**

【地方独立行政法人京都市産業技術研究所年度計画（平成26～29年度の各年度で策定）を毎年度100%達成】

《**外郭団体の改革**》

本市では、これまでも精力的に外郭団体の統廃合等に取り組み、平成15年度当初の49団体から平成27年9月末時点の29団体にまで団体数を削減してきました。

また、本市の財政的・人的関与の適正化にも努め、補助金額は、平成15年度当初の37.8億円から平成27年度当初の13.6億円まで、派遣職員数は、平成15年度当初の316人から平成27年度当初の87人まで削減してきました。

引き続き、創設時からの社会経済情勢や行政が関与すべき事業領域の変化、公共分野の担い手が多様化していることなどを踏まえ、外郭団体の更なる改革に取り組めます。

(1) 外郭団体の改革の更なる推進

これまで進めてきた「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」における「各団体の今後の方向性」に向けた取組を着実に進めるとともに、引き続き、本市の関与の見直しや自主的な経営改善を推進します。

① **「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」における「各団体の今後の方向性」に向けた取組の着実な推進**

「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」により、廃止又は統合と判断された団体については、それぞれの方向性に向けた取組を着実に進めます。また、自律化（非外郭団体化）と判断された団体については、最終的な出資（出えん）関係の整理に向けて、経営の自律性をより一層高めるための取組を推進します。

② **本市の財政的・人的関与の見直し**

外郭団体は、本市と一体となって公益性、公共性の高い事業を担っていることから、本市は、外郭団体の適正な経営や事業実施を図るため、必要な関与を行います。すべての外郭団体について、本市の団体への関与が必要最小限のものとなるよう、更なる見直しを進めます。

③ **中期経営計画に基づく自主的な経営改善の取組の推進**

すべての外郭団体において、抜本的な経営改善や本市に依存しない自律した経営の確立など、複数年度にわたる取組が必要な経営課題への対応を盛り込んだ中期経営計画に基づき、自主的な経営改善の取組を推進します。

＜参考＞本市外郭団体の一覧（平成27年9月末時点 29団体）

（公財）京都市環境保全活動推進協会

京都市土地開発公社

（公財）京都市国際交流協会

（公財）大学コンソーシアム京都

（公財）京都市埋蔵文化財研究所

（公財）京都市ユースサービス協会

（公財）京都市男女共同参画推進協会

（公財）京都市体育協会

（公財）京都市音楽芸術文化振興財団

（公財）京都市芸術文化協会

（公財）京都市森林文化協会

（公財）きょうと京北ふるさと公社

（公財）京都伝統産業交流センター

（公財）京都高度技術研究所

（株）京都産業振興センター

（公財）京都市障害者スポーツ協会

（公財）京都市健康づくり協会

（福）京都福祉サービス協会

京都市住宅供給公社

（公財）京都市景観・まちづくりセンター

京都御池地下街（株）

京都醍醐センター（株）

（一財）京都市都市整備公社

（公財）京都市都市緑化協会

京都シティ開発（株）

（一財）京都市防災協会

京都地下鉄整備（株）

（一財）京都市上下水道サービス協会

（公財）京都市生涯学習振興財団



基本方針4 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

時代や市民のニーズ、新たな課題に的確かつ迅速に対応し、最少の経費で最大の効果を発揮することができる組織改革を進めます。

あわせて、すべての職員が、仕事に対する意欲を高め、創造的かつ主体的に職務を遂行し、さらには「みずからが市政を改革・創造する」という気概と、京都が誇る「市民力」、「地域力」を最大限引き出し、「市民とともに京都の未来を切り拓く」という意識を持つなど、新たな組織文化を根付かせることで、市民に一層信頼される市役所づくりを更に進めます。

1 組織・仕事の進め方の改革

限られた行政資源を最大限活用するため、簡素で効率的な組織体制の整備を進め、多様な市民のニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応し、最適な市民サービスを提供するとともに、政策を着実に推進していきます。

また、職員一人ひとりが仕事の進め方、時間の使い方をつねに点検し、改善することにより、一層の業務の効率化を進め、職員みずからが率先して、「真のワーク・ライフ・バランス」を実現し、仕事と家庭生活を調和させ、社会参加、地域貢献等に取り組むことができる職場づくりを推進します。

(1) 組織の改革

簡素で効率的な組織体制の整備を進めるとともに、多様な市民のニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応する組織改革を進めます。

- ◎ **人口減少社会を克服し、東京一極集中を是正する、成長戦略の推進体制の強化**
＜新規：平成28年度から推進＞
 - ・ 京都市への移住・定住を支援する体制の強化
 - ・ 「京都経済センター」（仮称）の創設をはじめとする中小企業振興に向けた体制の構築
- ◎ **「精神文化の拠点都市」としての、京都ならではの「こころの創生」を実現する体制の強化**＜新規：平成28年度から推進＞
 - ・ 文化庁の京都への全面的な移転をオール京都で推進する体制の強化
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021の開催等を契機とする多彩な文化・スポーツ事業を展開する体制の強化
- ◎ **「子育て・教育環境日本一」を実現する体制の構築**
＜新規：平成28年度から推進＞
 - ・ 子ども、青少年、家庭教育等に関する施策を融合し、少子化対策、子どもや子育てに関する業務を総合的に担う「子どもはぐくみ局（仮称）」の創設
 - ・ 貧困家庭等の子どもや青少年の問題解決を目指し、本市独自の実態調査やその結果を踏まえた支援の具体化に総合的・横断的に取り組む「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」の設置

- 「安心・安全のまちづくり」を進める政策分野の体制強化
 - ・ 事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する、国土強靱化地域計画を策定する体制の整備
- 持続可能な行財政の確立のための歳入確保・歳出削減のための体制強化
 - ・ 学校跡地をはじめとする保有資産有効活用の推進や債権回収の全市的な推進に向けた体制の強化
 - ・ マイナンバー制度導入に伴う行政事務の効率化
- 参加と協働のまちづくり推進のための体制整備
 - ・ 区役所の企画体制の充実など、「新たな区政創生」を踏まえた区役所改革の更なる推進に向けた体制の強化
 - ・ “みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）に取り組む体制の構築
- 庁内横断組織の有効活用
 - ・ 「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」等の設置

(2) 仕事の進め方の改革

職員一人ひとりが仕事の進め方、時間の使い方をつねに点検し、改善を進めることにより、一層の業務の効率化を進め、「長時間労働」から短時間で成果を上げる「生産性の高い働き方」へと転換し、職員みずからがこれまで以上に率先垂範して、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に取り組めます。

➤ 「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、本市職員が率先して仕事と家庭生活を調和させ、地域で京都のまちづくりなどに取り組むことができる職場づくりの推進

- ・ 庁内モデル職場へのコンサルティング実施による働き方の見直し
- ・ 時間外勤務縮減を達成した職場や「真のワーク・ライフ・バランス」に資する活動に対する表彰の実施
- ・ 管理職員等が「イクボス宣言」※を行うなど、短時間で成果を上げる「生産性の高い働き方」への転換を図る取組の推進

※ 「職員のワーク・ライフ・バランスを考え、その一人ひとりのキャリアと人生を応援しながら、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる上司」を目指すことを宣言するもの

➤ 時間外勤務縮減の取組の推進

- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」を実現し、職員の活力及び健康を維持増進させるとともに、社会参加等を促すため、職場全体の働き方など職場風土・職場環境の改革をはじめ、時間外勤務の更なる縮減の取組を推進

➤ 計画策定に係る業務の効率化の推進

- ・ 基本計画に掲げる27の政策分野ごとの理念、推進施策を最大限活用して分野別計画等を作成



2 人材育成

「京都市職員力・組織力向上プラン」、「全庁“きょうかん”実践運動」、コンプライアンスの推進など、あらゆる人材育成の取組を一層連携して推進することで、すべての職員が仕事に対する意欲を高め、創造的かつ主体的に職務を遂行し、さらには「みずからが市政を改革・創造する」という気概と、京都が誇る「市民力」、「地域力」を最大限引き出し、「市民とともに京都の未来を切り拓く」という意識を持つなど、新たな組織文化を根付かせることで、市民に一層信頼される市役所づくりを更に進めます。

(1) 「京都市職員力・組織力向上プラン」の強力な推進

将来にわたって本市を支える「職員力」と自律的に新時代を切り拓く「組織力」の向上を目的として、平成25年3月に策定した「京都市職員力・組織力向上プラン」（平成25～32年度）の前期期間（平成25～28年度）におけるすべての取組を完遂するとともに、後期期間（平成29～32年度）の実施計画を策定・推進し、職員一人ひとりが能力開発・人材育成に本気で取り組む組織風土の構築を更に進めていきます。

◎ 職員の「伝える力」、「聴く力」の一層の向上

- ・ 体系的な職員研修の強化、市民との対話の実践経験を積む機会の充実、柔軟な発想を持った若手職員中心のプロジェクトの実施など、市民の思いをしっかりと汲んだ対策を立案し、推進できるよう、職員一人ひとりよりもより、“チーム市役所”として組織の「伝える力」、「聴く力」などを向上させる取組の推進

- 「職員のキャリア形成を支援するための仕組みづくり」や、「意欲を高め、視野を広げる人事配置」など「京都市職員力・組織力向上プラン」実施計画（前期）の完遂【平成28年度に項目実施率100%】
 - ・ 民間企業など他団体との人事交流の積極的な実施
- 従来方式の採用試験に併せて、特別な公務員試験対策を要しない、面接中心による人物重視の新たな採用方式（京都方式）の導入
 - ＜新規：平成28年度から推進＞
- 人事評価結果に基づく「職務改善プログラム」※の導入
 - ＜新規：平成28年度から推進＞
 - ※ 人事評価の結果が一定点数以下であった職員に対して、体系的な研修プログラムを実施し、改善が見られない場合は、分限処分の対象とするもの
- 女性の活躍推進に向けた女性幹部職員の府市相互派遣の実施
 - ＜新規：平成28年度から推進＞
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画の推進
 - ＜新規：平成28年度から推進＞
 - ・ 女性職員の管理職登用を進め、女性が活躍できる職場づくりの推進

- 「京都市職員力・組織力向上プラン」の新たな実施計画（後期）の策定及び推進<新規：平成29年度から推進>

(2) 「全庁“きょうかん”実践運動」の推進

市民のため、京都の未来のために改革に取り組む職員であるために、「全庁“きょうかん”実践運動」を積極的に展開します。

- 「組織との一体感」，「職員相互の連帯感」，「仕事への誇り」を柱とした改革に向け協働する職場づくりの推進
- 市民目線を市政の隅々に徹底させる取組の推進

(3) 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づく取組の推進

市民に信頼される行政運営のため、監察や研修はもとより、職員一人ひとりが不祥事や事務処理誤りをみずからのこととして考えるための「職場ミーティング」等を継続して実施し、職場の日々のコミュニケーションをより活性化させることにより、職員相互に倫理観を高め合う、風通しの良い職場風土の構築を一層進めていきます。

また、外郭団体におけるコンプライアンスについても徹底します。

- 「京都市職員コンプライアンス推進指針」の推進

